

行政資料 pickup!



2026年度診療報酬改定答申より生活習慣病管理料の見直しについて

中央社会保険医療協議会（中医協）は2月13日、2026年度診療報酬改定について厚生労働大臣に答申しました。これにより、個別改定項目（いわゆる短冊）の具体的な点数が明らかになりました。その中から、生活習慣病管理料の見直しについての内容をご紹介します。



- ◆ 糖尿病を主病とする患者について、**糖尿病薬以外の在宅自己注射指導管理料の併算定が可能に**
- ◆ 療養計画書への**患者署名が不要に**
- ◆ 生活習慣病管理料（Ⅰ）について、原則として、必要な**血液検査等を少なくとも6か月に1回以上は**行うことが要件に
- ◆ 生活習慣病管理料（Ⅱ）について、これまで包括されていた管理料の一部が**包括範囲外となり併算定可能に**
- ◆ 糖尿病の重症化予防を推進する観点から、**眼科**又は**歯科**を標榜する他の医療機関との**連携**を行う場合の評価が新設

現行

【生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）】
糖尿病を主病とする場合、在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。



改定案

【生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）】
糖尿病を主病とする場合、**以下の薬剤を投与している場合であって**、在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。

- ・ **インスリン製剤**
- ・ **グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト**
- ・ **インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤**

<生活習慣病管理料（Ⅱ） 包括対象外に追加された医学管理等>

特定薬剤治療管理料、悪性腫瘍特異物質治療管理料、高度難聴指導管理料、喘息治療管理料、がん患者指導管理料、植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料、乳腺炎重症化予防ケア・指導料、二次性骨折予防継続管理料、下肢創傷処置管理料、地域連携夜間・休日診療料、救急外来医学管理料、外来放射線照射診療料、外来腫瘍化学療法診療料、がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料、認知症専門診断管理料、認知症サポート指導料、肝炎インターフェロン治療計画料、救急救命管理料、傷病手当金意見書交付料、療養費同意書交付料

※点数等以下の区分に変更なし

	生活習慣病管理料（Ⅰ）	生活習慣病管理料（Ⅱ）
点数	脂質異常症を主病とする場合 610点 高血圧症を主病とする場合 660点 糖尿病を主病とする場合 760点	333点
包括項目	・ 外来管理加算 ・ 医学管理等（診療情報提供料・薬剤情報提供料を含む） ・ 検査 ・ 注射 ・ 病理診断	・ 外来管理加算 ・ 医学管理等（ただし、外来栄養食事指導料、集団栄養食事指導料、糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料、糖尿病透析予防指導管理料、慢性腎臓病透析予防指導管理料、ニコチン依存症管理料、療養・就労両立支援指導料、プログラム医療機器等指導管理料、診療情報提供料（Ⅰ）、電子的診療情報評価料、診療情報提供料（Ⅱ）、診療情報連携共有料、連携強化診療情報提供料、薬剤情報提供料は併算定可能）

(新)眼科医療機関連携強化加算

点数	60点（患者1人につき年1回に限り）
対象患者	糖尿病を主病とする患者
算定要件	診療に基づき、糖尿病合併症の予防・診断・治療を目的とする眼科診療の必要を認め、患者の同意を得て、患者が眼科を標榜する他の保険医療機関への受診を行うに当たり必要な連携を行った場合

(新)歯科医療機関連携強化加算

点数	60点（患者1人につき年1回に限り）
対象患者	糖尿病を主病とする患者
算定要件	診療に基づき、歯周病の予防・診断・治療を目的とする歯科診療の必要を認め、患者の同意を得て、患者が歯科を標榜する他の保険医療機関への受診を行うに当たり必要な連携を行った場合

また、診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関するデータの継続提出を評価する点数である「外来データ提出加算(50点)」は、外来医療のデータに基づく適切な評価を推進する観点から見直しが行われます。

外来データ提出加算の見直し



- ◆ 外来データ提出加算→**充実管理加算**へ変更
- ◆ 脂質異常症・糖尿病・高血圧の疾患別×3段階の実績別 = **9区分化**
- ◆ 生活習慣病に関連するガイドライン等に沿った診療を行う医療機関を高く評価する観点から、診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関する**データを提出**した医療機関のうち、質の高い生活習慣病管理に係る**実績**を有する医療機関を評価する仕組みへ
- ◆ 外来データ提出加算届出医療機関に対しては、実績評価に慣れるまでの1年間、加算1を算定可能な**経過措置**を設定

	充実管理加算								
	加算1	加算2	加算3	加算1	加算2	加算3	加算1	加算2	加算3
主病	脂質異常症			糖尿病			高血圧		
点数	30点	20点	10点	30点	20点	10点	30点	20点	10点
主病管理実績	十分な	相当の	－	十分な	相当の	－	十分な	相当の	－
外来診療データ提出体制整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●

〔経過措置〕 2026年3月31日において現に生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)の外来データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関については、2027年3月31日までの間に限り、加算1の主病管理の十分な実績を満たすものとみなす。

個別改定項目について(厚生労働省)
医科診療報酬点数表(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655178.pdf>

を加工して作成

本資料は、2026年2月13日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。
本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行:T'sファーマ株式会社 マーケティング統括部

NPS-TS-00024 @2026・2

T's Pharma Co., Ltd.